

山梨県公報

第二千八百十五号

平成三十年

八月十三日

月曜日

目次

告示

○道路の供用開始(二件)……………四一七

公告

○基本測量の実施……………四一七

○公共測量の実施(二件)……………四一七

○都市計画の決定図書の縦覧……………四一八

○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………四一八

公安委員会

○一般競争入札について……………四一八

正誤

○平成三十年八月二日付第二千八百十二号中……………四二〇

告示

山梨県告示第二百三十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成三十年九月三日まで一般の縦覧に供する。
平成三十年八月十三日

山梨県知事 後藤 斎

道路の種類	路線名	区	間	延(メートル)長	供用開始の期日
県道	南アルプス公園線	南巨摩郡早川町保字大上双里一 〇四五番三地从先から 南巨摩郡早川町保字小家川原一 六七五番一地从先まで	三四・三	三四・三	平成三十年八月十三日

山梨県告示第二百三十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成三十年九月三日まで一般の縦覧に供する。
平成三十年八月十三日

山梨県知事 後藤 斎

道路の種類	路線名	区	間	延(メートル)長	供用開始の期日
県道	甲府精進湖線	甲府市落合町字田通二二四九番 地先から 甲府市小曲町字寺東四番二地先 まで	六一・七	六一・七	平成三十年八月二十日

公告

基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定により国土地理院の長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。
平成三十年八月十三日

山梨県知事 後藤 斎

- 一 測量の種類 基本測量(空中写真撮影・オルソ作成)
- 二 測量の地域 南アルプス市、北杜市並びに南巨摩郡早川町、身延町及び富士川町
- 三 測量の期間 平成三十年九月十四日から平成三十一年三月三十一日まで

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により山梨市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。
平成三十年八月十三日

山梨県知事 後藤 斎

- 一 測量の種類 公共測量(道路三次元データ計測)

- 二 測量の地域 山梨市の一部
- 三 測量の期間 平成三十年七月十八日から平成三十一年一月十八日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により昭和町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。
平成三十年八月十三日

山梨県知事 後 藤 齋

一 測量の種類 公共測量（数値修正（地図情報レベル二千五百）、地図編集（地図情報レベル一万））

二 測量の地域 昭和町全域

三 測量の期間 平成三十年七月二十三日から平成三十一年二月二十八日まで

● 都市計画の決定図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により甲府市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。
平成三十年八月十三日

山梨県知事 後 藤 齋

一 都市計画の種類 甲府都市計画地区計画（向町（二三）地区地区計画）

二 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
平成三十年八月十三日

山梨県知事 後 藤 齋

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 笛吹市境川町大坪字小町田六百八十七、六百八十八の一、六百八十八の三、千三百の一、千三百の二、千三百七の三、千三百八の三、千三百十三の一、千三百十三の三、千三百十三の四及び千三百十八の四の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東建設事務所及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。）
三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨市上石森千四十八番地 山梨通運株式会社 代表取締役 中村一郎

公安委員会

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成三十年八月十三日

山梨県警察本部長 青 山 彩 子

一 一般競争入札に付する事項

- 借入物品等の名称及び数量 IC運転免許証対応証明書キャッシュサーバー 一式
 - 借入物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。
 - 借入期間 平成三十一年二月一日から平成三十六年一月三十一日まで
 - 借入場所 山梨県警察本部長が指定する場所
- 二 事務を担当する所属 山梨県警察本部交通部運転免許課
- 三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。
- 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。
 - 地方自治法施行令第六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者（同項の規定により定められた期間を経過した者を除く。）でないこと。
 - 平成三十年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等（平成三十年山梨県告示第百一十一号）の一に定める競争入札に参加することができる者又は入札の日までに取得見込みの者であること。

4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）をしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第四十一条第一項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第九十九条第一項の更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者のみならず。

6 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一条第一項又は第二項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。

8 法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料の滞納がない者であること。

9 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦し、支持し、又は反対することを主たる目的としていないこと。

10 機密漏洩防止に関する規程を定めていること。

11 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ的確に遂行し得ること。

12 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかは問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）に次の（一）から（四）までのいずれかに該当する者のいない法人であること。

（一）成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

（二）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

（三）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十二条若しくは第十二条の

六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの

（四）アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

四 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 郵便番号四〇〇―〇

二〇二 山梨県南アルプス市下高砂八二五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課庶務担当 電話〇五五―二八五―〇五三三

2 入札説明書の交付方法 この公告の日から平成三十年九月五日（水）までの山梨県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時までに四一の交付場所において交付する。ただし、最終日（九月五日）の交付時間は午前八時三十分から正午までとする。

3 入札及び開札の日時及び場所 平成三十年九月二十六日（水）午前十時 山梨県総合交通センター二階多目的ルーム

4 郵便又は信書便による入札書の受領期限及び場所 平成三十年九月二十五日（火）午後四時までに山梨県警察本部交通部運転免許課庶務担当（郵便番号四〇〇―〇二〇二 山梨県南アルプス市下高砂八二五番地）に必着すること。

5 入札方法 落札決定に当たっては、入札書の記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効 この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定方法 この公告に示した借入物品等を納入できると山梨県警察本部長が認めた入札者であつて、規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

五 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第八八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 入札者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類をこの公告の日から平成三十年九月十三日（木）までの間（県の休日を除く。）、午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時までに四一の場所に持参し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。ただし、最終日（九月十三日）に持参する場合は午前八時三十分から正午までとする。

5 契約書作成の要否 要

6 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年山梨県条例第九十号）に基づく長期継続契約であることから、翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することがある。

7 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に三に掲げる参加資格のうち、一つでも満たさなかった場合は契約を締結しない。この場合において、山梨県警察は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県警察本部交通部運転免許課 電話〇五五―二八五―〇五三三

※ Summary

1 Required goods and quantity of the products to be procured: Transmission and Reception Computer System for Certification Date for IC Drivers License Card, Iset

2 Date and time for tender: 10:00AM September 26, 2018

3 Bureau in charge: License Division, Traffic Department, Yamanashi Prefectural Police Headquarters 825 Shimotakasuna, Minami-Alps, Yamanashi, 400-0202 Japan TEL 055-285-0533

正 誤

○ 平成三十年八月二日（第二千八百十二号）山梨県公告（開発行為及び公共施設に関する工事の完了について）

四〇九 下 十 十一 岩唱寺

岩昌寺

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---